

# 令和8年度 冬季宿泊需要創出に向けた広域周遊ツアー促進事業 実施要領 【追加募集】

## 1 目的

本事業は、新潟県長岡市内の宿泊施設における客室稼働率が低調な冬季（12月、1月、2月及び3月）において、宿泊を伴う旅行商品の造成及び送客を促進することにより、需要の平準化、年間の延べ宿泊者数の増加を図ることを目的とします。

また、長岡市内での宿泊を起点として、新潟県内の他市町村（以下「近隣市町村」という。）の魅力的な観光資源を周遊する旅行商品の造成を促進することで、広域的な観光周遊ルートの定着及び観光消費の拡大につなげることを目的とします。

## 2 助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行者または同法第23条の3の登録を受けた旅行サービス手配業者で、日本国内の事業者に限ります。

## 3 助成内容

### (1) 助成対象事業

次のアからオの要件をすべて満たす旅行商品を本事業の助成対象とします。

ア 催行日が令和8年12月1日から令和9年3月10日までであること

イ 長岡市内の宿泊について、1人1泊あたり税込7,000円以上の宿泊料金が発生していること（食事区分は問いません。）

※ 旅館業法に基づく営業許可を受け営業している宿泊事業者に限る（風営法第2条第6項第4号に該当する施設は対象外）。

ウ 長岡市を起点として、近隣市町村に所在する観光資源への立ち寄りを含む旅行商品であること。

エ 過去に販売又は催行された旅行商品と同一又は著しく類似する内容ではなく、本事業を契機として新たに造成された、または行程・滞在内容等に一定の工夫が認められる商品であること。

オ 各種PR販促物に『協力：「越後長岡」観光振興委員会』と記載すること

### (2) 助成額

1人1泊につき3,000円とバス1台につき最大10万円※

※ 本事業における送客実績（人泊数）は、実際に旅行商品に参加し、長岡市内の宿泊施設を利用した旅行者を対象とし、添乗員、乗務員等の業務従事者は含みません。

※ バス1台につき5万円を基本とし、長岡市内事業者のバスを利用する場合は、5万円を加算します。ただし、バスの借上げ料が助成額に満たない場合は、借上げ料を助成額とします。なお、助成対象となるのは、1回の催行につき1台分のみです。

(3) 助成上限額

1商品につき30万円

※ 本要領における「1商品」とは、行程内容、宿泊施設、販売条件等が同一と認められる旅行商品をいい、催行日が異なる場合であっても、原則として同一商品として取り扱います。

(4) 助成額の減額

送客実績（人泊）が総予定人泊数に著しく満たない場合、以下のとおり助成額を減額します。

送客実績（人泊）／総予定人泊数	減額内容
51%以上	減額なし
31%以上 50%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から10%減額
16%以上 30%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から20%減額
15%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から30%減額

※ 減額計算時、小数点以下が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。

#### 4 申請手続

申請者は、締め切りまでに必要な書類を事務局に提出してください。

(1) 申請期間及び提出先

期 間 令和8年7月9日（木）から令和8年7月31日（金）まで

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出書類

次のアからウの書類をメール又は郵送で提出してください。

ア 助成金交付申請書（様式1）

イ バス事業者からの見積書の写し

ウ 企画書（任意様式）

#### 5 審査及び交付決定

(1) 審査方法

提出いただいた書類により、審査を行います。（審査の結果、不採択となることがあります。）なお、審査の内容（不採択となった場合の理由等）に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

**【審査基準】**

- ・送客の規模及び実現可能性
- ・県内周遊内容の魅力

- ・旅行商品の新規性及び創意工夫
- ・長岡市内観光施設等への立ち寄りの有無
- ・長岡市内での消費額の大きさ
- ・長岡市内の滞在時間の長さ
- ・長岡市内事業者のバス利用の有無

## (2) 交付決定

申請者には、令和8年8月21日（金）を目途に審査結果（助成金の交付決定又は不交付決定）を通知（様式2）します。

なお、本事業は、予算の範囲内で助成金の交付決定を行うため、申請が多数となった場合には、審査基準に基づく評価点数の高い事業から優先的に採択します。

このため、要件を満たしている事業であっても、予算の状況や審査結果等を踏まえ、申請額より低い金額で助成金の交付決定を行う場合や不採択となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 実績報告及び支払い

### (1) 実績報告書の提出

助成決定を受けた旅行を催行した日から30日以内または令和9年3月19日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

### (2) 提出書類

次のアからカの書類を郵送又は持参により提出してください。（メール、FAXでの提出不可）

ア 実績報告書（様式3）

イ 長岡市内の宿泊施設を利用したことがわかる書類  
領収書の写し等、宿泊した人数がわかるもの

ウ 運送引受書の写し

エ 各種PR販促物

『協力：「越後長岡」観光振興委員会』と記載された旅行商品パンフレットや新聞折り込みチラシ等

オ 請求書（様式4）

カ 助成金の振込先通帳の写し

### (3) 助成額の確定及び支払い

事務局は提出書類を審査し、適正と認められる場合、助成金の額を確定し通知（様式5）します。

助成金は額の確定後、速やかに支払います。

## 7 その他

- ・申請内容の変更・中止

当事業は、申請内容に基づき助成の可否を決定しているため、申請内容の変更は原則不可

とします。やむを得ない理由により、申請内容を変更せざるを得ない場合は、対応等について事前協議を行いますので、速やかに事務局に連絡してください。

なお、「変更連絡を怠った場合」「虚偽の報告を行った場合」は、送客実績に関わらず助成金の減額又は助成決定の取消を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

**【連絡先】**

「越後長岡」観光振興委員会事務局

〒940-0062

長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 6 階

電話番号 0258-39-2221 FAX 0258-39-3234

Mail [kanko@city.nagaoka.lg.jp](mailto:kanko@city.nagaoka.lg.jp)